

令和6年9月25日（水曜日）

## 建設委員会

### 第5委員会室

#### 出席委員

井上太良、重田一政、川島淳良、宮下和也、  
竹尾浩司、神頭敬介、松岡廣幸、小田響子、  
岡部敦吏

#### 開会

9時54分

#### 都市局

9時55分

#### 付託議案説明

- ・議案第108号 姫路市播磨臨海地域道路等整備基金条例について
- ・議案第114号 姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- ・議案第119号 契約の締結について（姫路市営上野住宅3・4号棟解体及び集会所新築（建築）工事請負契約の締結）

#### 報告事項説明

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- ・次期姫路市住宅計画の策定について
- ・「コミュニティバス溝口お買い物便」の運行開始について
- ・鉄道駅周辺整備事業の進捗について

#### 質疑・質問

10時17分

（質問）

播磨臨海地域道路等整備基金の設置目的として、関連する道路ネットワーク整備事業の資金に充てるといことだが、当該整備事業はどのようなものなのか。

（答弁）

インターチェンジ等から県・市道につながるアクセス道路を整備するものである。

（質問）

当該整備事業の事業主体がまだ決定していないにもかかわらず、なぜ同基金を設立しようとするのか。

（答弁）

播磨臨海地域道路に関連して市道等を整備する必要があり、多額の費用がかかることが前もって想定されることから同基金を設立するものである。

（質問）

播磨臨海地域道路に関する住民説明会を2回開催し

ており、住民から反対意見が多く出ていると聞いているかどうか。

（答弁）

道路を造ることに関しては、多くの住民は賛成していると感じている。

住民説明会では、道路を造ることでまちづくりや祭りの運営に支障が生じるのではないかと懸念する声があり、道路が完成した後の状況について地元に対して個別に説明を行っているところである。

（質問）

道路の完成時期がはっきりしない段階で基金を設立することに疑問を感じるが、どのように考えているのか。

（答弁）

播磨臨海地域道路等は都市計画決定手続を開始しており、都市計画決定後に事業が進んでいくことになる。市としては播磨臨海地域道路等の整備を進めていくことを前提に考えており、今回の基金の設立は非常に大事なことだと考えている。

（質問）

議案第119号、姫路市営上野住宅3・4号棟解体及び集会所新築（建築）工事請負契約の締結について、建て替え前の戸数は5棟240戸であったものが建て替え後は3棟151戸と戸数が減ってしまうようだが、どのように考えているのか。

（答弁）

建て替え事業は、建て替えを行う数年前に新規入居者の募集を停止した上で事業を開始するが、事業開始時点で既に空き室がある場合は、空き室を除いた戸数で建て替えの基本計画を策定している。

完成までの間に退去者がいれば必要な戸数が減ることから、最終的には151戸あれば現在の入居者全員が入居できると考えている。

（質問）

建て替えを行うと新たな入居希望者は増えると思うが、その戸数で足りるのか。

（答弁）

現在の入居者に新しい住宅に移ってもらうことが建て替え事業の趣旨である。その上で、空き住戸があれば一般募集を行う予定であり、応募多数の場合は抽選することになる。

(要望)

建て替え後の新しい住宅に現在の入居者が継続して入居できることはよいが、希望者も入居できるよう、しっかりと対応されたい。

(質問)

コミュニティバス溝口お買い物便の運行開始について、平均乗車人数の目標値として1便当たり2人で1日4人とかなり少ない人数を設定しているように思うが、目標値の設定についてどのように考えているのか。

(答弁)

市が定めるコミュニティバス等地域公共交通の導入ガイドラインに基づき、運行経費の総額を利用者負担1、公的負担2の比率で割り戻して目標値を設定している。

また、現在、山之内（佐中）～前之庄間で運行しているコミュニティバス雪彦も目標値を2人と設定していることから、同バスの運行経路を延伸するコミュニティバス溝口お買い物便も同様としている。

神姫バスが撤退し、利用者数がそもそも少ない地域であることも考慮している。

(質問)

手柄山J R新駅の駐輪場について、自転車等の収容能力はどのように算定したのか。

(答弁)

新駅周辺の人口を調査し、同規模の駅における自転車や原付バイク、自動二輪の分担率を参考にしたほか、地元でアンケート調査を行い、台数を算出した。

なお、新駅の北側の敷地は限られており、この台数を収容するために3階建ての駐輪場を計画している。

(要望)

使い勝手のよい駐輪場を設置されたい。

(質問)

議案第114号、姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、神屋寮と六角住宅は、用途廃止後どのように活用する予定であるのか。

(答弁)

まずは庁内で利活用を図っていきたいと考えている。

(質問)

神屋寮と併せて六角住宅も解体するのか。

(答弁)

六角住宅については未定である。

(質問)

コミュニティバス溝口お買い物便は、児童生徒の登下校時間帯以外の空き時間に、スクールバスをコミュニティバスとして有効活用するということだが、利用者の買物をする時間は十分確保できるのか。

(答弁)

同お買い物便は、原則火曜日と金曜日の週2回運行し、午前9時46分に買物を行う商業施設に到着し、午前10時20分に出発する予定であり、約35分間を買物とバスの乗降に要する時間として設けている。

当該商業施設への事前調査で、一般的に買物に要する時間としては20分程度と聞いており、買物時間は確保できるものと考えてはいるが、もう少し時間が必要であるという要望があった際には、スクールバスの運行時間を可能な範囲で調整したい。

(要望)

地域住民のニーズを的確に把握した上で利用しやすい運行時間を調整し、同お買い物便の利用促進に努められたい。

(質問)

播磨臨海地域道路等整備基金の予算額が45億2,365万4,000円と、千円単位で計上されているのはなぜか。

(答弁)

令和6年3月末で都市開発整備事業を廃止し、その残余財産を霊苑基金と当該基金に振り分けた。霊苑基金には納骨堂や合葬墓などに将来必要となる資金4億6,250万円を積み立て、その残額を当該基金に積み立てたためである。

(質問)

来年度以降も当該基金への積立ては行うのか。

(答弁)

条例上、当該基金は予算を計上し、追加で積み立てることができるようになっており、来年度以降も財政課と協議し、基金の利用状況等に応じて、一般会計から追加で積立てをしたいと考えている。

(質問)

将来的に必要となる積立額の見込みは立っているのか。

(答弁)

播磨臨海地域道路の計画ルート上にあるスポーツ

施設の再整備の状況によって大幅に変わるため、市が負担すべき事業費の総額は想定できていない。

まずは基金の使用状況に応じて、単年度の予算で積み立てていき、不足のないようにしたいと考えている。

(要望)

事業を推進するためには道路の整備のほか、交差点の改良やアクセス道路の整備も必要となってくることから、市民にしっかりと理解してもらった上で、必要な金額を同基金に積み立てられたい。

(質問)

コミュニティバス溝口お買い物便は高齢者が利用することが多いと思われるが、高齢者バス等優待助成制度のバス優待乗車証は利用できるのか。

(答弁)

令和6年10月1日から本格運用となる同お買い物便についてもバス優待乗車証を利用でき、運賃は基本料金の半額の100円となる。

(質問)

播磨臨海地域道路等整備事業に係る総額の予算が想定できていないという答弁があったが、全国で同様の事業を行っている自治体に確認するなどして、概算資料を手元に持っておく必要があると思うがどうか。

(答弁)

地域により事情が大きく異なるため、各自治体に確認して概算金額を算定することは非常に難しいと考えるが、どれぐらいの金額を同事業に費やすのかは市民にとって非常に気になることだと思われるため、概算金額を含め検討していきたい。

(質問)

コミュニティバス溝口お買い物便について、スクールバスの管轄は文部科学省、コミュニティバスの管轄は国土交通省になると思うが、スクールバスに地域住民が乗り込むことについて問題はないのか。

(答弁)

混乗化に関して、スクールバスも同お買い物便も市が事業主体となって実施するという内容で地域公共交通会議に諮り了承を得ており、法的な問題はない。

国も、地域資源の有効活用という観点からコミュニティバス等への混乗化を推進する方向であるものの、スクールバス以外の医療機関の送迎車両等への混乗化には法的な課題がある。

引き続き、国の動向を注視しながら、他都市に先立って地域の輸送資源を有効活用できるよう調査研究に努めていきたい。

(質問)

J R 山陽本線英賀保駅の整備事業について、令和7年3月に北改札口と南北を往来できる自由通路が供用開始され、北側から行き来がしやすくなると住民は非常に喜んでいる。

しかしながら、南側の駅舎が非常に汚れているように思うが、J R と協議をする中できれいにするような話は出なかったのか。

(答弁)

協議の中で、北改札の供用開始にあわせて南側の駅舎をきれいにしてほしいと J R に要望した結果、J R からは、建物自体はそのままであるが壁の塗り直しや看板の新設などを行うと回答を得ている。

(要望)

南側の駅舎もきれいにするよう、J R にしっかりと要望してもらいたい。

(質問)

現在、山陽電鉄飾磨駅北口に駐停車禁止と書かれた大きな看板が設置されており、地元から祭りの時期だけは撤去してほしいという声を聞いているが、対応は可能なのか。

(答弁)

駅北側の道路で路上駐車があったことから、令和6年6月に送迎車両に対する注意喚起の看板を設置した。

先日、連合自治会から相談があり、祭りの前に当該看板を自治会が一度撤去し、祭りが終わったら元の場所に復旧するという事で調整を行った。

(質問)

山陽電鉄西飾磨駅の駅舎バリアフリー化のスケジュールはどのようになっているのか。

(答弁)

令和7年度に山陽電鉄が工事を開始し、令和8年度に完成する予定である。

**都市局終了**

**10時54分**

【予算決算委員会建設分科会（都市局）の審査】

**休憩**

**12時02分**

## 再開

12時55分

## 建設局

12時55分

### 付託議案説明

- ・議案第115号 姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について
- ・議案第116号 姫路市立公園条例の一部を改正する条例について
- ・議案第117号 姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第120号 契約の締結について（宮内川排水ポンプ場ポンプ等設置工事請負契約の締結）
- ・議案第122号 国家賠償請求事件に係る和解について
- ・議案第123号 市道路線の認定及び廃止について

### 報告事項説明

- ・P a r k－P F Iのサウンディング調査の結果について
- ・浜手緑地（白浜地区）の整備について

### 質疑・質問

13時17分

（質問）

議案第115号、姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、手柄山駐輪場の駐車料金は周辺と比較して均衡が取れる料金設定にしていると聞いたものの、周辺の駐輪場と比較して少し高いように感じるが、どのように駐車料金を設定したのか。

（答弁）

手柄山J R新駅はJ R姫路駅とJ R英賀保駅の間に位置し、同駐輪場の駐車料金を高く設定した場合に利用者が姫路駅に流れてしまう可能性があるため、姫路駅や英賀保駅、御着駅にある駐輪場の駐車料金を比較したときに、手柄山駐輪場が最高額とならないように考慮した。

しかしながら姫路駅の駐輪場は駐輪台数が多く駐車料金が安く設定されていることから、基本的には英賀保駅と、乗車人員数が比較的近い御着駅を料金比較の対象とした。

自転車と原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車の一時利用の駐車料金は、英賀保駅と御着駅の駐車料金を比較し、より安い御着駅と同額で設定

している。

定期料金（1か月）については、自転車の駐車料金は御着駅と同額としている。原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車については、英賀保駅と御着駅間の金額で設定している。

以上のことから、近郊の駅とバランスが取れるような料金設定を行っている。

（要望）

放置駐輪の抑止を目指し、適切な駐車料金を設定されたい。

（質問）

飾磨中央公園の再整備事業実施に当たり、P a r k－P F Iを導入しようとサウンディング型市場調査を実施したということだが、なぜP a r k－P F Iの手法を活用しようとしているのか。

（答弁）

平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた公募設置管理制度P a r k－P F Iについて、当初は全国的に導入事例が少なかったため、本市では他都市の状況を調査し研究を重ねていた。

令和5年度に、官民連携による公園再整備の検討を始め、まずは市内でにぎわいの見込める飾磨中央公園でサウンディング型市場調査を実施した。

（要望）

本市ではこれまでにP a r k－P F Iの導入実績がなく、不安に思う声もあることから、全て民間企業に任せ切りにならないよう、しっかり対応してもらいたい。

（質問）

議案第122号、国家賠償請求事件に係る和解について、当該事故は令和4年5月の午後7時頃に発生しているようだが、事故の概要について説明してもらいたい。

（答弁）

発生日時は令和4年5月6日、午後7時頃で薄暗い時間帯ではあるが、周囲には照明があり、真っ暗という状況ではなかったようである。

事故の概要としては、夫婦2人で市道手柄34号線の歩道を南から北に歩いており、夫は歩道の西側を、原告である妻は東側の水路側を歩いていたが、原告は水路の手前で歩道が半分ほどの幅員となっていることに気がつかずに水路に転落したというものである。

(質問)

事故後、転落防止のために何らかの対策を講じたのか。

(答弁)

事故後速やかに、水路の手前に転落防止柵を設置した。

(質問)

浜手緑地（白浜地区）の整備について、以前この浜手緑地にからくり時計を設置する予定があったものの取りやめになったという話を聞いているが、なぜ新たに屋外時計を設置することになったのか。

(答弁)

令和5年度に、当該公園は遊具が人気で遠方から多くの人が来場し、子どもや高齢者等で携帯電話等を持っていない人には時間が分かりにくいとため時計を設置してほしいと地元から改めて要望があったため、時間の狂いにくい屋外型ソーラー電波時計を設置したいと考えている。

(質問)

他の地域でも要望があれば、公園に時計を設置してもらえるのか。

(答弁)

どの公園にでも設置するわけではなく、8,000～1万平米規模の近隣公園以上で、子どもが遊べる遊具が多くあり、遠くからの来場者も見込めるような公園については設置していく考えである。

(質問)

小規模な公園や遊具がない公園では、時計の設置ができない可能性もあるのか。

(答弁)

ほとんどの公園は小規模な街区公園レベルであるため、公園に時計をつけてほしいという要望は基本的に断ることが多い。

(質問)

令和5年度に、建設委員会で公園等ストック再編計画について久留米市を視察したが、Park-PFIを活用した久留米市中央公園にはカフェやフィットネスもあり、これから人口減少社会を迎え、財政も苦しくなる中、民間企業の力を借りるのは本当によいことだと思った。

飾磨中央公園の再整備にもPark-PFIを活

用するようだが、公募設置等指針についてどのように考えているのか。

(答弁)

令和6年8月末にサウンディング型市場調査を実施したばかりであり、今後は民間事業者の意見を聞きながら指針をつくり、令和7年4月に公表できればと考えている。

同指針の内容については、民間事業者がどのようなものと考えているのかを探っているところであり、その意見をまとめて方針を固めている段階である。

(質問)

飾磨中央公園の再整備にはどのような発注方式を検討しているのか。

(答弁)

公募設置等指針を公表した後、民間事業者の提案を募るプロポーザルを実施しようと考えている。

(要望)

Park-PFIを活用することで、これまでの本市にはない魅力的な公園を整備されるよう取り組まれない。

(質問)

議案第115号、姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、手柄山駐輪場及び手柄山第二駐輪場の駐車料金には、定期利用に係る学生割引は設定しないのか。

(答弁)

今回の料金表は条例上の料金案を提示したもので、学生割引は施行規則で実施する予定である。

(質問)

手柄山駐輪場及び手柄山第二駐輪場は指定管理者制度により運営を行うようだが、QRコードや電子マネーなどによる決済に対応するよう、指定管理者の募集要項に記載する必要があると思うがどうか。

(答弁)

現在、姫路駅や御着駅の市営駐輪場では現金のほか交通系電子マネーに対応しているが、手柄山駐輪場等では、同要項の中でその水準以上にキャッシュレス決済に対応するように記載しており、何に対応できるかは事業者からの提案を受ける形となる。

(質問)

手柄山第二駐輪場には原動機付自転車や自動二輪

車を駐車できるスペースがないが、どのように考えているのか。

(答弁)

同駐輪場を実際に整備する都市局鉄道駅周辺整備課からは、事前のアンケート調査等の結果を踏まえ、駐輪場のみの整備を行うと聞いている。

また、今後、手柄山スポーツ施設整備運営事業において、プールや新体育館を整備する際に新たに駐輪場を設置することも聞いており、原動機付自転車や自動二輪車の駐車スペース確保については今後の課題と捉えている。

(要望)

新しい駐輪場を設置しても結局利用されず、周辺に放置自転車等が多く発生するようでは苦情の元になると思われることから、関係局と十分調整した上で整備されたい。

(質問)

議案第122号、国家賠償請求事件に係る和解について、原告から提起された訴訟に対し、市はどのような理由から応訴することを決定したのか。

(答弁)

当時は薄暗かったとはいえ、前方をしっかり見て歩いていたら水路に転落するはずがなく、原告の前方不注意という理由で応訴した。

しかしながら、裁判所からは、途中から歩道の幅員が半分に縮小されるのに何の対策もなされていないのは市に瑕疵があると指摘されたことから、このたび裁判所から提示された和解案に応じたいと考えている。

(質問)

原告が転落した水路は幅も大きく深さもあることから、農業用水路や排水路ではないのか。

(答弁)

基本的には排水路であると思う。

(質問)

雨水を流すだけの側溝であればもう少し角ばった形だと思うため、おそらく土地区画整理事業が実施された当初は農業用水路だったのではないかと思います。

今回の事件の責任の所在が水路管理者なのか道路管理者なのか疑問に思っていたが、裁判所の和解案の中で論点になっていないため、道路管理者である市の

問題とされていると理解した。

当該事故を踏まえ、水路転落事故の防止に向けて、本市ではどのような対策を行ったのか。

(答弁)

当該事故現場において、事故後速やかに転落防止柵や車線分離標を設置したほか、当該事故現場が城陽地区の土地区画整理事業で整備された区域であることから、同事業で整備された区域をはじめ、同時期に同様の工事を行った他の土地区画整理事業の区域も改めて点検を行い、全ての区域で事故防止対策が適切に行われていることを確認した。

(要望)

私の地元の荒川地区にも、子どもが転落したら見えなくなるくらい大きくて深い水路が多数ある。

全市的に見ても、場所によっては危険と感じる区域もあると思われることから、道路管理者として、現場状況の把握に努め、効果的な事故防止対策に取り組まれない。

(質問)

浜手緑地（白浜地区）に新たに設置される屋外設備時計について、計画平面図ではトイレの建物の横にポールを立てて時計を設置することとなっている。

書写中央公園では3万円程度の時計がトイレの壁に設置されているが、浜手緑地では近くにあるトイレの建物を利用せず、敢えてポールを立てて時計を設置するのはなぜなのか。

(答弁)

トイレの壁に直接設置するような時計であれば工事費は100万円もかからないため、街区公園ではそのような時計を自治会負担で設置していることが多い。

しかしながら、今回時計を設置しようとしている浜手緑地の中央ゾーンは広大な面積を有しており、離れた場所からでも時刻が分かるように、ポールの上に時計を設置しようと考えている。

また、詳細な設置場所については、地元関係者の立会いの下、少しトイレから離れた場所で検討していこうと考えている。

(要望)

電気工事等を行うと工事費が概算で100万円かかることは理解するものの、トイレの壁に設置するのであれば、電源も既に設置されているためそれほど費用は

かからないように思う。

安全性を確保した上で、公園のどこから見ても時計が確認できる場所をしっかりと選び、公園利用者の利便性が高まるように設置してもらいたい。

(質問)

議案第122号、国家賠償請求事件に係る和解について、道路管理者としての本市の過失割合はどのぐらいなのか。

(答弁)

訴状の金額では約3,269万8,000円であったものの、裁判所から提示された和解案の金額は1,300万円であったことから、金額ベースでは4割と考えられる。

(質問)

4割も市の過失というのは釈然としない。このような場所は市内でもほかにあると思う。原告がよそ見をしたり、携帯電話を見ながら歩いていたなどの状況も考えられるがどうか。

(答弁)

市としても、原告の前方不注意ではないかと考え、8回も調停を行った。しかしながら、裁判所の判断では、当該歩道の幅員が急に半分程度となり、その先に水路があることを通常原告は予測できず、通常有すべき安全性を欠いており、市にも一定の瑕疵があるとされた。市としても裁判所の和解案を尊重すべきと考え、和解案の受入れを決定した。

(質問)

当該事件は、事前に危険箇所に対する注意喚起の告知がなかったため発生してしまったのではないかとと思う。今後、このような市内の危険箇所を点検して回るような取組は行わないのか。

(答弁)

現在、道路パトロールとして、毎日3台のパトロールカーが市内を巡回しており、今後も危険箇所を発見した場合にはすぐに対策を行えるように努めていく。

(質問)

集落の中を車で進んでいくと、時折前方50メートル先で水道工事中などという看板を見かけるが、その看板を見かけたときには既にもう後ろに下がれず、非常に困ったことがある。もう少し手前的大通りから、工事案内の告知をしてもらいたいがどうか。

(答弁)

工事業者と調整し、もう少し工事現場の手前から告知するように指導していきたい。

(質問)

議案第122号の水路転落事故について、資料に添付してある現場写真では、水路の手前に転落防止柵があるが、原告はどこから転落したのか。

(答弁)

写真にある転落防止柵は事故後に設置したもので、事故当時はなかったものであり、歩道を歩いてそのまま転落した。

(質問)

この転落防止柵は水路のかなり手前に設置してあるように見えるが、もっと水路に近いところに設置しなければ再び転落する可能性があるのではないかと。

(答弁)

現在は歩道沿いにさらに赤い車線分離標を2本設置しており、水路に転落することは考えられないと思う。

(要望)

当該事故現場で再び同様の転落事故が起こることがないように、しっかりと対策を講じてもらいたい。

(質問)

道路や河川の土手沿いの草刈りは本当に大変で、自治会によっては高齢化が進み草刈りを行う人が少なくなっている。

雑草が生えたら刈るという対症療法でなく、防草シートなどを使い、雑草を生やさないような対策に切り替えていかなければならないと思うがどうか。

(答弁)

防草シートは費用がかなりかかるものもあり導入は難しいが、コンクリートを打って植栽帯を可能な限りなくしていくほか、歩道幅員の狭いところはタイル等に変えていくなど、徐々に草刈り不要な状態に変えている。

(要望)

排気ガスや騒音を和らげて沿道の環境を守るため、緑地帯を設置する必要があるのか見直しを行うとともに、住民の高齢化や草刈り業者の人手不足が原因で地域の草刈りができない状況にならないよう、地域の未来を見据えた方針をしっかりと考えられたい。

建設局終了

14時02分

【予算決算委員会建設分科会（建設局）の審査】

**協議事項**

**14時52分**

・行政視察について

行政視察を実施することに決定。9月26日の委員会において日程調整することに決定。

**散会**

**14時57分**